

日本福祉大学専任教員募集要項

1. 募集職種

助教(学習指導教員)

2. 採用人数

1名

3. 任用資格

専任教員(任期付)

4. 任期

5年とし、1回に限り更新可とする
(2017年10月1日～2022年9月30日)

5. 所属

福祉経営学部 医療・福祉マネジメント学科(通信教育)

6. 配属

勤務地は本学美浜キャンパス

7. 採用予定時期

2017年10月1日

8. 職務内容

- (1) 通信教育課程の導入教育に関する科目の担当
- (2) 開講科目の学習相談・教育補助業務
- (3) 学生の学習支援、学習意欲喚起の実践研究、および関連教材作成等の業務
- (4) 学生の履修、学習、学生生活等の各種相談業務
- (5) 学内外における学習指導教育関連の諸会議ならびに研究会への出席
- (6) 社会福祉士、もしくは精神保健福祉士実習・演習に関する授業科目、関連授業科目ならびに巡回指導担当
- (7) 同窓会対応
- (8) 入学相談業務
- (9) その他、学部諸事業にかかわり、学部長が委嘱する業務

9. 応募資格

以下の(1)から(3)の各号のいずれかに該当する者、または、採用時において該当見込みの者

- (1) 大学において、助教の教歴があり、研究、教育上の業績がある者
- (2) 大学院博士課程を修了した者、大学院修士課程修了後3年以上または大学卒業後5年以上の研究歴、教育歴がある者で、前号に準ずる業績のある者
- (3) 前2号と同等以上の研究上、教育上または実務上の業績があり、助教にふさわしい経験と識見のある者

※社会福祉士、精神保健福祉士資格のいずれかを有する者が望ましい。

※社会福祉士指定科目「相談援助演習」及び「相談援助実習指導」の両科目を担当する教員の資格要件(※下記「12. その他」参照)を満たす者が望ましい。(資格要件を満たさない場合は、入職後に講習会等の受講を求める場合がある)

10. 必要書類

- (1) 履歴書(別紙様式1)
- (2) 教育研究業績書(別紙様式2-1・2-2・2-3)
※施設、企業、団体等での職務経歴が主の場合は、職務経歴書を提出すること(様式自由)。ただし、職務をどのように教育に生かしたいかを明記すること。
- (3) 著書・論文等のうち、主要な研究業績を3点(各1部、コピー可)
※それぞれ1,000字程度の要旨を添付すること。(様式自由)
- (4) 担当科目一覧(別紙様式3)
- (5) 【社会福祉士指定科目(実習・演習)】教員に関する調書(別紙様式4-①及び②)
【精神保健福祉士指定科目(実習・演習)】教員に関する調書(別紙様式5-①及び②)
- (6) 社会福祉士登録証(写)、社会福祉士実習演習担当教員講習会修了証(写)、精神保健福祉士登録証(写)、精神保健福祉士実習演習担当教員講習会修了証(写)
※(5)、(6)該当者は提出すること。
- (7) 志望理由書(様式自由。A4版用紙1枚に1,000字程度で記述すること)
※別紙様式は本学ウェブサイト(<http://www.n-fukushi.ac.jp/saiyou/index.html>)の当職募集要項のページに掲載
※選考の過程で、健康診断書の提出を求める場合がある。

11. 締切日・提出先

(1) 締切日

2017年4月14日（金）【本学必着】

(2) 提出先

〒470-3295 愛知県知多郡美浜町奥田

日本福祉大学 通信教育部事務室

担当：中村、山元（電話 0569-87-2932）

※封筒に「教員採用選考応募書類（学習指導）」在中と朱書きし、書留郵便にて送付すること。

12. その他

(1) 社会福祉士指定科目（実習・演習）担当教員資格要件については、以下、「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について」より抜粋〔一部加筆〕を参照のこと。

相談援助実習指導及び相談援助実習、相談援助演習

【以下、(ア～エ)のいずれかに該当すること】

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者
- イ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を5年以上担当した経験を有する者
- ウ 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- エ 科目省令第4条第二号ニに規定する講習会（以下「社会福祉士実習演習担当教員講習会」という。）において、当該科目の指導に係る課程を修了した者

(2) 精神保健福祉士指定科目（実習・演習）担当教員資格要件については、以下、「大学等において開講する精神障害者の保健及び福祉に関する科目の確認に係る指針について」より抜粋〔一部加筆〕を参照のこと。

精神保健福祉援助実習指導及び精神保健福祉援助実習、精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）

【以下、(ア～オ)のいずれかに該当すること】

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）又はこれらに準ずる教育施設において、教授、准教授、助教又は講師（非常勤を含む。）として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- イ 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員又は各種学校の専任教員として、精神保健福祉士の養成に係る実習又は演習の指導に関し5年以上の経験を有する者
- ウ 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- エ 科目省令第1条第3項第4号に規定する講習会（以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。）を修了した者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣が別に定める者
- オ 学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）による改正前の学校教育法第58条第7項の助教授の職にあった者は、アからエまでの規定の適用については准教授の職にあった者とみなすこと。

※応募に際しては、上記通知をはじめとする関係法令通知に照らし、科目担当教員要件の有無を確認すること。

(3) 選考過程において面接を課す場合には、追って、日時及び場所等を通知する。また、面接時に模擬講義を課す場合がある。

面接選考実施予定

実施日：一次選考通過者に別途ご連絡

場 所：本学美浜キャンパス

(4) 任期については、5年とし、1回に限り更新できるものとする（最長10年）。

(5) 給与およびその他の諸条件については、本学の規程による。なお、採用後は、本学美浜キャンパスに通勤可能な範囲に居住すること。

(6) 選考結果については、採用選考が終了次第、本人に通知する。

(7) 応募書類は原則として返却しない。返却を希望する場合には、応募書類に、返信用封筒（切手貼付）、または、宅配便送付状（着払）を同封すること。なお、提供を受けた個人情報については、本学の規程に従って適正に管理し、採用選考以外の目的には使用しない。

以上